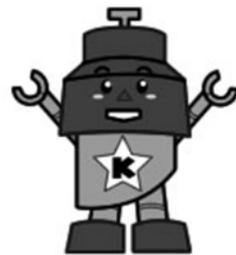


第12回芝富士地区まちづくり協議会を開催しました！

平成25年10月1日(火)に第12回芝富士地区まちづくり協議会を開催しました。第12回では、地区計画協議会素案の確認と、協議会素案に関するアンケート調査について意見交換を行いました。

次回、第13回まちづくり協議会は平成25年12月10日(火)に開催する予定です。会員以外の方でも傍聴ができますので、ご興味がある方は、裏面の問合せ先までご連絡ください。



川口市マスコット

「きゅぼらん」

第12回 芝富士地区まちづくり協議会

- 日時 平成25年10月1日(火)18時30分~20時00分
- 場所 芝富士公民館 / ●出席者 8名
- 次第
 1. 開会
 2. 地区計画 協議会素案の確認
 3. アンケートについて
 4. 閉会

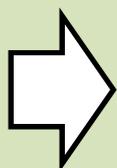


▲当日の意見交換の様子

地区計画 協議会素案に関するアンケート調査を実施します！！

当協議会では、地区計画に関する「協議会(案)」を市へ提言するにあたり、多くの方のご意向を踏まえて検討していきたいため、芝富士地区にお住まいの方や土地や建物をお持ちの皆さまを対象に、地区計画協議会素案に関するアンケート調査を実施することにいたしました。ご協力をお願いいたします。

締切



11月6日(水)

ご協力をよろしくお願いいたします！



第12回協議会で出された地区計画に関する意見の要旨

※ニュースに掲載しているのは一部のご意見です。詳しくは川口市ホームページをご覧ください。

地区計画 協議会素案について

会員:壁面の位置の制限・工作物の設置の制限について、民法では壁芯から50cmだが、本ルールではどうなるのか。仮に外壁の面だとすると、民法の制限よりも強い制限になる。昔の木造住宅の柱は105mm幅が一般的だった。壁芯からの幅を考慮して50cmではなく、45cmに変更することは考えられるのか。皆さんの権利を制限する話なので慎重に検討をするべきだと思う。

事務局:本ルールでは、敷地境界線から外壁の面までを50cm離すこととしています。まず、民法234条では、壁芯か外壁の面か明確に定義はされていません。事例等によると、昔は壁芯で考えられていたようですが、現在は外壁の面で考えるのが一般的なようです。おそらく、昔はほとんどの建物が同じような木造でしたので、壁芯から外壁までの厚さが同様だったと思われるのですが、現在は多種多様な建物があるため、一律で外壁の面で判断しているのだと思われます。

アンケート調査について

会員:これだけ厚いアンケート調査票を回答してもらえるのか。全体的に簡素化して、イラストを挿入するなど、改善の余地があるのではないか。参考資料も今のままだと字が多すぎて読まないのも、もっと分かりやすくすべきだと思う。

会員:このアンケートは項目も最低限にしているし、これ以上簡素化することは難しいのではないか。回答しやすくする手法として、属性を最初に何うという方法はあるだろう。

会員:アンケート調査票はうまくまとまっていると思う。あとはどのように興味を持ってもらうかという工夫だが、例えば冒頭のお願い文に「お持ちの不動産の権利にかかわる大切なお話です」などと書くことで、真剣に答える人が増えるかもしれない。

問合せ先

川口市 都市整備部 市街地整備室 住所：〒333-0853 川口市芝園町3-17
TEL：048-264-5321（直通） FAX：048-264-5322